

平成27年第2回東浦町議会定例会議案(追加分)

平成27年6月5日提出

目 次

報告第 6 号 平成26年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について・・・	別添
報告第 7 号 損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・・・・・・・・・	1

報告第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月5日提出

東浦町長 神谷明彦

報告第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年5月30日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成27年4月13日(月)午前11時30分頃、町道森岡30号線において、職員が車両の向きを変えようと公用車を後進させたところ、当該車両の左後部が塀と接触し、当該塀を破損させた。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

53,157円

	甲（東浦町）	乙（*****）
損害額	60,156円	53,157円
過失割合	100%	0%
賠償額	53,157円	0円

4 和解の内容

甲は乙に対して、53,157円を支払うこととする。